

[別紙1]

鳥取県児童家庭支援センター運営事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（5月20日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金（交付金）においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（交付決定を受けた翌年度の4月10日まで）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

交付決定時に概算払することも可能です。

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局家庭支援課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7149 kateishien@pref.tottori.lg.jp